2008年夏学期　日本国憲法（林知更教授）

※黒板に書いてあった最低限のことは載せますが、あまり詳しい内容ではないのですみません。また、話の聞き方によって解釈の違いもあるかもしれません。そこは履修者みんなで助け合いましょう！見ればわかると思いますが、□で囲ってあるのは憲法の条文からの引用です。

第1章　憲法の概念と立憲主義の原理

第1節

第2節　憲法の概念

（1）実質的意味の憲法（教科書p.2）

　　　特定の内容による定義

　　　　「国家」の統治に関わる法、国家の法

　　　法治国家

　　　　統治機構―①　　　　　　　　　②私的権利　｜　①公的支配

　　　　国家に対する個人の権利―②　　　　　　　区別　　　有機体（19c初）＝国家

　　　　　　　　　（団体）↑

　　　　　　　　　　　基本的人権

では国家とは何か？（教科書p.4~6）

　国家…領土・国民・国家権力（国家の三要素説　イェリネック←→ケルゼン）

形式

　憲法の法源　①憲法典…大まかな原則

　　　　　　　②法律…より細かい規則　例）国会法、公職選挙法

　　　　　　　③議院規則・最高裁判所規則など

　　　　　　　④命令　⑤条例　⑥条約

　※イギリス

　　　実質的意味の憲法

　　　法律や慣習法による←ブライス

（2）形式的意味の憲法（教科書p.3）←実質的意味の憲法のうち重要な部分

　　　憲法典

　　　　①改正手続の加重…国により様々、国民投票など

　　　　　　軟性憲法　例）イギリス　　硬性憲法

　　　　②最高法規性（98条1項）

　　　　　　第98条　①この憲法は，国の最高法規であつて，その条規に反する法律，命令，詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は，その効力を有しない。

　　　　　　つまり憲法の授権範囲を超えた法律は無効ということ

　　　　　　憲法の最高法規性を守るため

　　　　　　　議会←国民主権

　　　　　　　裁判所に違憲審査制

　　　　　　　↑両者は相反するという批判もある

（3）二つの憲法概念の関係

　　　暗黙のうちに実質的＝形式的であることを期待している

　　　現実的には成り立っていない（歴史的にも）

　　　　政治的対立から後に法律などで定めることとした

　　　　改正しやすいように法律で定めた

　　　　憲法典に書き込まれることが拡大してしまう（結果として拡大解釈などが起きる）

　　　　　　↓

　　　　各国で憲法典の形式は様々

①開かれた憲法…明治憲法

　　国家の基本的構造であっても社会的な変化に柔軟に対応

　　　　↓

　　憲法に書かれていないことが重要

　　　（第二次世界大戦後、美濃部達吉は開かれた憲法であるがゆえに明治憲法改正に　　反対→法律などの改正で十分という主張）

②多数で決めてはいけないこと

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　憲法典（人権・民主主義のルール）

　　　法律…議会：多数決

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　少数派の用語

　　　政党間の対立：多数派獲得の競争

　　　議会に対する信任の凋落から憲法典へ

・憲法典の内容

・違憲審査制の仕組みと適応　　これらにより法秩序に違い

・憲法の解釈

（4）憲法と政治秩序

　①憲法による秩序形成

　　　（18世紀　アメリカ独立戦争・フランス革命→憲法成立）

　　　事実的意味の憲法…法によって社会的構造・仕組みを形成

　　　　　　　　　　　　　　憲法典という形式

　　　　　　　　　　　　　　↑憲法制定権力（君主、国民など）（←これを争うのが革命）

②秩序の自律化と憲法の変遷

　　秩序→法の生成・変遷

　　　例）議院内閣制

　　　例）憲法解釈の変遷

第3節　立憲主義（教科書p.6~10）

（1）理想的意味の憲法

　　　権力の制限→人々の自由の実現

　　　　1789年　フランス人権宣言16条

　　　　　　　　　　第16条　権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されない

すべての社会は、憲法をもつものでない。

「権利の保障」「権力分立」

（2）主権と権力分立

　　　　　　　　　　権力を一人に集中せず濫用を防ぐことで自由を実現

　　　　対外的独立、対内的最高―君主（17世紀）

　　　　　　　　　　　　　　　　国民（18世紀末～）…1791年憲法Ⅲ編1条

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　「主権は単一で不可分、時効なし」

なぜ国民主権か？

　他律→不自由

　自律→自由

　　自分自身で支配を担う、他人から拘束されない←消極的自由（国家からの自由）

　　　　↓

　　できるだけ権力を分割

（3）法的作用の分割

　　　国家の権力はどのように分割されるべきか？

・内容…徴税や警察など多岐にわたる

・形式…シンプルな枠組み

　　　　法定立→法適用

　　　　（立法）　・行政

　　　　　　　　　・司法…厳格な手続き的ルールに従う

①立法への議会の参加

　　君主が法を作るのではなく国民が作るべき→議会の設置

　　　　　↓　　　　　　　　　　　　　　　　国民の代表

　　議会と君主による分有→議会による独占へ

②法律による行政

　　法律の留保…侵害留保

　　　　　　　　自由、財産

　　行政立法の制限…（君主による）独立命令の否定など

　　　　　　　　　　委任命令・執行命令のみ認める

③司法権の独立

　　民事…私人と私人の間の権利や義務をめぐる争い

　　刑事…国家が遂行

　　行政←行政裁判所、司法裁判所が行う

また・・・

　行政は法に従う

　司法は法に従う　立法が優位←抑制と均衡が必要（違憲審査制など）

（4）執政作用の統制

　立法・行政・司法で国家の活動を分類しつくせるのか？

国王（大統領）大権…　外交―条約

　　　　　　　　　　　軍事・戦争

　　　　　　　　　　　栄典

　　　　　　　　　　　恩赦

　　　　　　　　　　　国会の召集・解散

　　　　　　　　　　　　一般的なルールを作ったり適応したりする作用ではない

　　　　　　　　　　　　＝執政作用（政治性の高い作用）

　執政作用は誰が行使すべきか？→他の国家機関が統制

①外交

　　議会が条約締結に関与

②戦争

　　議会によるコントロール

　　　例）アメリカ…議会が戦争開始を議決、大統領が軍の最高司令官

③財政

　　行政が活動するにはお金が必要→予算を定める

　　　　　　　↓　　　　　　　　　　高度に政治的

　　誰が予算を定めるか？

　　　（1）国王…行政の担い手として妥当、ただ国王一人に任せるのは問題

（2）議会…　伝統的な課税同意権→租税法律主義（84条）

予算への議会の議決（86条）←二院制では特に下院が優位

第84条　あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、

法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第86条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して

その審議を受け議決を経なければならない。

国家指導という作用

　法的な視点（形式的）ではなく政治的な視点（内容・実質）で考える

　議会　　　　　　　　　　　　政府

　議会と政府による分有

（5）責任政治のメカニズム

①議院内閣制の生成

　　議院内閣制…議会が内閣の責任を追及

　（合理化された議院内閣制…イギリスでの慣習を自国の憲法で規定）

　　　　　　　　君主

　　　　　　　　　↓　　　副署

内閣……大臣

　　　　　　　信任↑　　　　質問と答弁責任

議会

　↑正統化

国民

②議会支配をめぐる攻防

・二元型と一元型

　二元型…君主が自らを補佐する役目として内閣を組織

同時に議会に対しても責任を負う

　一元型…君主の力が弱まり議会のみに責任を負う

（良い点）国民の代表である議会の強大化

　　　　　主導的な視点―国民主権

　　　　　　議会ができるだけ内閣を制限

（反論）国民が選挙する際にあらゆる政治的な争点について考慮できるわけではない、争点ごとに多数派は異なる

　　　　　　　　↓

　　　　議会が必ずしも民意を反映しているわけではない

　　　　そこで内閣が議会を制限＝解散権

・議会と内閣が均衡するのが望ましい

　　　　　　　均衡本質説　　　責任本質説（66条3項）

　　　　　　　　　　　　　　　第66条③　内閣は、行政権の行使について、国会に対し

　連帯して責任を負ふ。

　　内閣の解散　　議会の不信任　69条…総辞職

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　解散

　　　　　　　　　　　　　　　第69条　内閣は、衆議院の不信任の決議案を可決し、

又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院

が解散されない限り、総辞職しなければならない。

結論としては…内閣は議会に対して強い権限を持っているという解釈

　　　　　　　　　　（いつでも衆議院を解散できる）

　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　議会は常に選挙を念頭に置き、国民の支持を得ようと様々な政党が競争

③政党国家における変容

　多党制…議会と内閣の均衡でうまくいく、頻繁な政権交代

　　例）第三共和政フランス

　二大政党制…議会多数派と内閣の結びつき、行政国家

　　例）イギリス

（6）違憲審査制（後述）

第2章　天皇

第1節　地位

（1）君主制としての天皇制

　・王権神授説

　・機能的正当化　例）中立権力

　　　　　　　　　　　　　議会と内閣

　・象徴化

　　　　機能的部分…内閣や議会

　　　　尊厳的部分…君主

明治憲法…4条　統治権を総攬→権力分立は存在せず、ただし議会の協賛や国務大臣の補助

　　　　　　　　が必要

　　　　　第4条　天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

日本国憲法…一切の権力を持たない（4条1項）

　　　　　第4条①　天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関

する権能を有しない。

君主は権威を持ち続ける→権力はないが政治に影響力も

（2）象徴天皇制

　　　日本国憲法第1条―　①国民が主権者で天皇の地位は国民の総意

　　　　　　　　　　　　　②象徴…明治憲法との比較（全ての権力を失う）

　　　第1条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、

主権の存する日本国民の総意に基く。

天皇は君主？元首？

　国民主権のもとで君主制という場合もある　例）ベルギー

　一般には天皇は君主ではないと考えられている

（3）皇室典範

　　　日本国憲法第2条―①世襲　②国会の議決が必要

　　（明治憲法）　　　　　　（日本国憲法）

　　　　家法　　　　　　　　　　国法

　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　国法　　　　　　　　　　家法

第2節　権限

（1）国事行為

①内容的限界（第4条1項→第6条、第7条）

第4条①　第2章第1節（1）を参照

第6条①　天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

　　　②　天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

１憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。　2国会を召集すること。　3衆議院を解散すること。　4国会議員の総選挙の施行を公示すること。　5国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。　6大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。　7栄典を授与すること。8批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。　9外国の大使及び公使を接受すること。　10儀式を行ふこと。

　・国政に関する権能なし

　・形式的な行為のみ

　　　総理大臣や最高裁長官の任命←他の国家機関が実質的決定をすでに下したもの（形式的行為）

　・儀礼的行為

②手続的制限（第3条）

第3条　天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、

その責任を負ふ。

　　天皇の行為には内閣の助言と承認が必要

※解散権（7条3号）…内閣の助言と承認により

　　↑

　天皇の実質的権限をなるべく少なく

　二重の制限

（2）公的行為

　　私的行為…国内旅行や外国の元首との食事など

　　事実行為

　　公的性格←天皇の権威を高める、一方で天皇の役割を強めたり政治的に利用される危険性

立場①　公的＝私的

　　②　公的は一切認めない

　　③　公的の存在は認めるが利用されないように内閣の助言と承認によるものとする

第3章　国会

第1節　地位

（1）国権の最高機関（41条）

第41条　国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

　通説的な見解では法的な意味なし→「政治的美称」説

（2）唯一の立法機関（41条）

（3）国民の代表機関（43条1項）

第43条①　両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

　　①選挙による正統化

　　②合議体…多様な議員の存在→国民の多様な意見を反映できる

　　③公開（57条）…国民へのフィードバック

　　　第57条②　両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密

を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければなら

ない。

個々の議員による全国民の代表→命令委任の禁止

　　　　　　　　　　それぞれの議員が何が国民の利益となるか考えて活動

　　　　　　　　　　いかなるものにも拘束されない

※議員特権

　　①歳費請求権（49条）

　　　　第49条　両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

　　②不逮捕特権（50条）…国会の許諾が必要（会期中）

　　　　第50条　両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中にこれを釈放しなければならない。

　　　　（1）君主と議会が対立していた時代の経験から行政府による不当な議会への制約を防ぐ

　　　　（2）国会における議論から議員を排除しないため

　　③免責特権（51条）…院外での免責（法的な責任を問われない）

　　　　第51条　両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

　　※公務員との兼職禁止（国会法）

　　※両議院の議員不可

第2節　組織と活動

（1）両院制

　　歴史的には　両院制モデル…例）イギリス、貴族院と庶民院

　　　　　　　　一院制モデル…例）フランス、国民主権のもと

　　　（両院制、英）　　　　　　（一院制、仏）

　　　　　貴族院　　　　　　　　　　議会

　　　　　庶民院　　　　　　　　　　　↑

　　　　　　　　　　　　　　　　　　国民―統一体としての国民→代表者

　　一院制の方が望ましいが両院制が有力に

・連邦制型

（アメリカ）上院…州の代表（各州2名）

　　　　　　下院…全国民の代表

（ドイツ）連邦議会

　　　　　連邦参議院

・貴族院型

　　身分制の崩壊と共に衰退→下院へのブレーキという存在へ

・元老院型

　　経験・知識に優れた人々の集まり（＝元老院）が下院にブレーキ、憲法も守る

・両院制

　　民意の多様な反映←議員選出方法を各議院で変える

　　審議の慎重さ…両議院による審議を経る←時間がかかるという問題

　　多数派の形成にとっては障害

※日本の場合

　　参議院…民選、任期6年（3年ごとに半数改選）任期の違いで民意反映

　　衆議院…任期4年

同権型と非同権型

　日本では非同権型（衆議院の優越）

　　①法律の制定（59条）…両議院の可決、衆議院で出席議員の3分の2以上賛成があれ

　　　　　　　　　　　　　　ば再議決可能

　　　第59条　①法律案は、この憲法の特別の定のある場合を除いては、両議院で可決し

たとき法律となる。

②衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議

院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

　　②予算（60条）…先に衆議院に提出、両院協議会でもダメなら衆議院の議決となる

　　　第60条　①予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

②予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

　　③条約（61条）

　　　第61条　条約の締結に必要な国会の承認ついては、前条第2項の規定を準用する。

　　④内閣総理大臣の指名（67条）

　　　第67条②　衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めると

ころにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名

の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決

をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

　重要なのは①でこの場合3分の2の賛成が必要、与党が3分の2を占めるのは難しいた

　め再可決も難しい→衆議院の優越の程度はそれほどでもない？

（2）国会の運営

　①議院自律権…衆参でそれぞれが運営について決める

　　・内部組織（58条1項）…各々が役人を決定

　　　　第58条①　両議院は、各々その議長その他の役人を選任する。

　　・運営

　　　　議院規則（58条2項）…手続きや規則を定めることができる

　　　　　国会法

　　　　懲罰…院内の秩序を乱した議員に対して

第58条②　両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を

定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議院を除

名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

　②国政調査権（62条）

　　第62条　両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び

証言並びに記録の提出を要求することができる

　　　国会に情報を集め政府を批判したり議論したりするための権利

　　　　　強制力…証人の出頭や記録の提出を要求

　　　（目的）補助的機能説（　　独立機能説）

　　　　　　　　国会の権限をより効果的にするための補助としての国政調査権

　③委員会中心主義（　　本会議中心主義）

　　　原則として法案はまず委員会に付託

　　　　　　　　　　委員会で決議

　　　　　　　　本会議

・変換型とアリーナ型

　　変換型…実務的、国会での法案のねりあげ

　　アリーナ型…国民の前で与党と野党が議論しながら争点を明らかに

※日本はどちらでもないという意見…政権交代が少なくアリーナ型ではない

　　　　　　　　　　　　　　　　　法案は役所で作られ閣議決定した時点である程度で

　　　　　　　　　　　　　　　　　きているため変換型とも言えない

・会派

　　国会運営のため個人ではなく政党内での会派単位

④手続

立法期…選挙と選挙の間

会期…国会が開かれている時期

・会期制

　　常会（52条）…通常国会、1月に召集するのが常で150日

　　　第52条　国会の常会は、毎年1回これを召集する。

　　臨時会（53条）…臨時国会、内閣が召集を決定←いずれかの議院の総議員の4分の1の要求でも

　　　第53条　内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の

総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならな

い。

　　特別会（54条1項）…衆議院議員総選挙後

　　　第54条①　衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院議員の

総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない。

会期不継続の原則（国会法68条）

　法案は会期中に通らなければ廃案　　　野党の時間稼ぎ

・56条

　　第56条　①両議院は、おのおのその総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事

を開き議決することができない。

②両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数で

これを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

①総議員の3分の1以上の出席で議事

②出席議員の過半数で議事可決

第3節　権能

（1）憲法改正提案権（96条）

　第96条①　この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これ

を発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民

投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

　　日本国憲法では国会による発議→国民投票

（2）立法権（41条）

第41条　第3章第1節（1）を参照

　　唯一の立法機関…　国会単独立法の原則（　　明治憲法）

　　　　　　　　　　　国会中心立法の原則

　　　　　　　　　　　　　　　行政立法との関係

　　　　　　　　　　　　　　　・君主制下での君主の命令

　　　　　　　　　　　　　　　・明治憲法での独立命令（9条）、緊急命令（8条）、

　　　　　　　　　　　　　　　　委任命令、執行命令（8条）

　　　　　　　　　　　　　　　　第8条①　天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄

ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ

於テ法律ニ代ルヘキ勅令を発ス

第9条　天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧

秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル

命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更

スルコトヲ得ス

　　　　　　独立命令、緊急命令廃止

　　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　　　　　参議院緊急集会

　　しかし国会で全てのルールを作るのは大変

　　→73条6号　政令（内閣）

　　　　第73条６　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。

但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けるこ

とができない。←後半部で暗黙のうちに委任命令を認める

（3）執政作用の分有＝立法以外にも国の政治のあり方を決める権限の行使に関与

　　　軍隊、外交、予算、財政

①財政（第7章）

　　83条　国会の議決に基づく＝財政民主主義

　　　第83条　国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければ

ならない。

②外交

　　一定の範囲内での国会の関与

　　　条約（73条3号）…　国会の承認

　　　　　　　　　　　　　 1．法律事項（権利義務的）2．財政事項3．政治的重要性

　　　行政協定…条約執行のための技術的協定、国会の承認必要なし

　　　　第73条3　条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の

承認を経ることを必要とする。

③軍事←建前上9条により問題領域としては消滅

　　自衛隊は？→法律により国会の権限が定められている

（4）政府の政治的コントロール

　　　内閣は国会に対して責任を負う…　72条　内閣総理大臣による国会への報告

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　91条　内閣による財政状況報告

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　63条　大臣の国会出席、答弁・説明の要求

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　67条　内閣総理大臣の指名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　69条　内閣不信任決議

　　　　第72条　内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び

外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第91条　内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年1回、国の財政状

況について報告しなければならない。

第63条　内閣総理大臣その他国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しない

とかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。

又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第67条①　内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。

この指名は、他のすべての案件に先立つて、これを行ふ。

第69条　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決し

たときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。

第4章　内閣

第1節　行政権と内閣

　第65条　行政権は、内閣に属する。

　　（1）行政権とは？（2）「属する」とはどういうことか？

（1）行政権の定義

　　　　控除説…行政活動は多様なため全体をとらえる定義はない、国の統治作用から立

　　　　　　　　法と司法を控除した残りの部分が行政

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　司法

　　　　　立法

（全権限）　　　　行政

（2）内閣による統轄

　　　　「属する」＝「行使する」との区別、内閣によるコントロール

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指揮監督・総合調整

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大臣

　　　　　　行政各部

　　　　内閣法3条1項…それぞれの大臣は主任事務として分担管理

　　　　　　　　　　　　 分担管理原則

　　　 72条（第3章第3節（4）を参照）…「内閣総理大臣は行政各部を指揮監督する」

　　　　　　行政の柱　①行政各部、分担管理原則

　　　　　　　　　　　②合議体としての内閣、指揮監督・総合調整

　　　　　　　　　　　③内閣総理大臣、そのリーダーシップ

66条3項（第1章第3節（5）②を参照）…国会への連帯責任

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→行政をコントロール

　　国民→国会→内閣

　民主的な正統化…国民主権のもとで国家権力が国民に責任を負う

※明治憲法下では…

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　統治権

天皇

　　　　　　　　　直属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協賛

軍部

　　統帥権の独立

国会

　　　　　　　　　諮問

内閣

枢密院

行政各部

　　　　　権力が分散していた

・実際に行政組織はピラミッド型か？→独立行政委員会などそうでないものもある

　　独立行政委員会…第二次世界大戦後アメリカの影響を受け成立、内閣による指揮監督

　　　　　↑　　　　から独立　例）人事院、公正取引委員会、国家公安委員会

　民主的に責任を負わなくていいのか？

　　一定限度のなかで独立行政委員会を許す

　　　①仕事内容に政治的中立性

　　　②専門技術性の高い仕事

　　国会によるコントロール…予算など、間接的なコントロール

第2節　組織

（1）指導原理

　　　行政各部による分担

　　　内閣による指揮監督

　　　内閣総理大臣のリーダーシップ

（2）国務大臣

　　　66条1項

　　　68条1項…半数は国会議員

　　　66条2項…文民＝軍人は大臣になれない

　　　　　　　　　　　　　　　軍隊がないのに文民条項？

　　　　　　　　　　　　　　　→軍人経験者で軍国主義者・現役自衛官は不可

　　　例外として無任所大臣

　　　　　　　　　行政各部に属さない

　　　特権（75条）…内閣総理大臣の同意なしに訴追されない

　　　　第66条　①内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及び

その他の国務大臣でこれを組織する。

②内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

第68条①　内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議

員の中から選ばれなければならない。

第75条　国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されな

い。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

（3）内閣

　　　閣議を通した活動

　　　　非公開、慣習として全員一致で意思決定

　　　　補佐する存在としての　内閣官房

　　　　　　　　　　　　　　　法制局

　　　　　　　　　　　　　　　内閣府

（4）内閣総理大臣

　　　①内閣の組織者（68条1項2項）…国務大臣の任命・罷免

　　　　　70条　総理大臣が欠けた時内閣は総辞職

　　　②内閣の代表者（72条）

　　　③内閣の主催者（内閣法）

　　　　　閣議の主催（内閣法4条2項）

　　　　　　「内閣の重要政策に関する基本的方針」を発議←総理大臣1人で決めるわけ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ではない

　　　　　指揮監督（憲法72条、内閣法6条）

　　　　　　総理大臣は閣議決定に基づいて指揮監督　　　ロッキード事件

　　　第68条　第4章第2節（2）を参照

第70条　内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の

召集があつたときは、内閣は、総辞職しなければならない。

第72条　第3章第3節（4）を参照

第3節　憲法上の権能

（1）行政組織の統轄（65条、72条）

　　　第65条　第4章第1節を参照

第72条　第3章第3節（4）を参照

　かつては組織権（官制大権）を持つとされた（明治憲法10条）

　　　　　　　↓

　法律で行政組織について定める（国家行政組織法）

第10条　天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲

法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

（2）その他の権能（73条、3条、6条）

　　　第73条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

　1　法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

　2　外交関係を処理すること。

　3　条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を

　　 経ることを必要とする。

　4　法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

　5　予算を作成して国会に提出すること。

　6　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令

　　 には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができな

　　 ない。

　7　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第3条　天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内

閣が、その責任を負ふ。

第6条　①天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

②天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第5章　裁判所

第1節　司法権と裁判所

　　第76条　①すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級

裁判所に属する。

②特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行

ふことができない。

（1）司法権の範囲

　　　裁判＝法的争訟

　　　　　　　　公権的判断による解決

　　　　　民事裁判

　　　　　刑事裁判

　　　　　行政裁判　　　　　司法権はどの裁判を含んでいるのか？すべてか？

　　　　　憲法裁判　　　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　国際裁判　　　　　　　　歴史的に変遷、行政裁判が争点

①フランス・ドイツ（大陸側）

　　民事裁判と刑事裁判のみを含む←司法裁判所

　　フランス革命前には裁判所は貴族を守るものだったことが背景

　　　　　　↓

　　行政を裁くために特別の行政裁判所

※明治憲法はこの型

②イギリス・アメリカ

　　通常の裁判所がすべての裁判を担う

※日本国憲法はこの型

（2）審級制度

　　　　　　　　最高裁判所

　　　　　　　　高等裁判所　　　　下級裁判所

地方裁判所　　　家庭裁判所　　　簡易裁判所

　　　上訴、三審制…判決に不服な場合、より上の裁判所にもう一度判決を求めることが

　　　　　　　　　　できる、3回まで

　　　特別裁判所は設置不可→行政裁判なども通常の裁判所が担う

第2節　司法権の独立

　裁判官は法の命じるところにより紛争を解決

　法のみに従った裁判

　　政治的影響の排除

（1）司法部の独立

　　　立法部・行政部からの影響を防ぐ

　　　　　　　　　↓

　　　運営・人事などの自律性

　　　　①規則制定権（77条1項）

　　　　　第77条①　最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び

司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

　　　　②下級裁判所の裁判官の指名（80条）

　　　　　第80条①　下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、

内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることがで

きる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

　　　　③裁判官の懲戒（78条2文）

　　　　　第78条　……裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

（2）裁判官の独立

　　　司法部内部からの個々の裁判官への影響の排除←裁判官は法のみに従う

　　　76条3項　「良心」に従う

　　　　　　　　　　個人的なものではなく、裁判官としての職業上の客観的良心

　　　　第76条③　すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法

及び法律にのみ拘束される。

　　　身分保障　①罷免の制限（78条）

　　　　　　　　　　心身の故障の場合以外は弾劾裁判（64条）

　　　　　　　　②報酬の保障（79条6項、80条2項）

　　　　第78条　裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができない

と決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。……

第64条①　国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で

組織する弾劾裁判所を設ける。

第79条⑥　最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報

酬は、在任中、これを減額することができない。

第80条②　下級裁判所の裁判官は、すべて定期の相当額の報酬を受ける。この報

酬は、在任中、これを減額することができない。

※下級裁判所の裁判官の再任問題…任期10年（80条1項）→再任可

　　再任原則説　　　自由裁量説

第3節　組織と手続

（1）組織

　　　最高裁　15人の裁判官（任期なし、70歳で定年）

　　　　　　　　　　　　国民審査（79条2項）＝解職制度

　　　第79条②　最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総

選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総

選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

（2）手続

　　　裁判の公開（82条）←公平なように原則として誰でも見ることができる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　例外82条②

　　　第82条　①裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

②裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決

した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。……